

令和7年度 第2 みなとデイサービスセンター 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

指定地域密着型サービスに該当する第2 みなとデイサービスセンターは、第2 愛港園に認知症デイ専有区画を設け、より落ち着いた環境で、より専門性の高い個別のケアサービスを提供していきます。日々のレクリエーション・機能回復訓練を取り入れた日常生活リハビリ等を積極的に実施することで、利用者の皆様が落ち着いた雰囲気の中で満足できる楽しいひと時を提供していきます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 80%以上を目指しサービスの質の向上と運営の健全化を図ります。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し、透明性を確保します。

【利用者サービス】

定員 12 名という小規模な特性を生かし、利用者個々に寄り添ったサービスの提供を心がけ、介護者の負担軽減を図り住み慣れた地域で生活が続けられるよう関係

機関とも連携したサービス体制の構築に努めていきます。

また、2024. 3. 21 に第三者評価を受審しました。抽出された課題等については改善し、家族様からのご意見を反映しながら、サービスの質の向上を図っていきます。

【地域公益活動】

デイサービス事業者連絡会や地域における社会資源との連携の中で課題を抽出し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくため、事業所の持つ機能を最大限に活用していきます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各種学校への訪問や、広告媒体やインターネットの活用等により介護・看護職員を確保していきます。人材育成の目的は介護の質の向上であり、法人の理念と基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、また継続的に成長できる職員を育成します。法人の貴重な「人財」として活躍できる職員となれるよう育てていきます。また、介護現場には介護ロボット等の ICT 機器を柔軟に取り入れ、業務の効率化を図り、サービスの質の向上とともに職場環境の改善を推進し、人材の定着を図ります。

- (2) 中長期運営指針

認知症を抱えても住み慣れた地域の中で自分らしい生活が継続できるよう関係機関との連携を強化し、穏やかで安心して過ごすことができる体制づくりに取り組みます。

また、認知症ケアについての知識と技術を学び、常に最新の専門的な認知症ケアを継続して提供するとともに、安定した運営ができるよう努めます。インターネット等による情報公開と情報発信に努め、様々な意見を取り入れ、サービス内容について定期的に見直し改善を繰り返しながら、ケアの充実を図っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

- (1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者が可能な限りその居宅において日常生活を送ることができるよう、日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、生活機能の維持・向上を目指します。サービス内容についてはアンケート調査を実施するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。

- (2) 健康維持管理サービス

事業所来所時、入浴等身体への負担が大きいプログラムの前に、または利用者の状況に応じ随時バイタルチェックを実施します。脱水症状防止、血液疾患予防の為、入浴後及び利用中4回を目安に水分補給を行い、看護職員による体調管理を行います。また、バイタルの数値や疾患の有無についてご家族に報告し、必要な処置を行う等、心身の安定や疾患の改善に努めていきます。

(3) 食事サービス

食卓の雰囲気気を配り、利用者の嗜好や季節の食料を生かした献立を適温で提供するとともに、治療食や嗜好による代替食など利用者の状況に応じた食事を、和やかな雰囲気の中で食べていただけるようにします。

2022 年度より委託給食業者(LEOC)と契約を結び、栄養及びカロリー計算のなされた食事を提供いたします。

(4) リハビリ

障害の軽減と残存機能の活用による生活の質の改善には、リハビリテーションの実施が有効です。介護は主にその人の生活を支えることにあり、リハビリは日常生活動作を改善してその人なりの生活を楽しむことができるよう支援することにあります。リハビリの有効性を認識した上で、個別の機能訓練を実施し、日常生活に活かしていただく事で、在宅生活の継続を支えます。

(5) 余暇活動等

トランプやゲーム、塗り絵、折り紙、輪投げ、散歩、将棋、麻雀等を通じ、楽しみながら他者との交流をもつことにより、社会的役割意識の獲得と孤立感の解消を図っていきます。音楽鑑賞やレクリエーションプログラムにより、精神面での安定と豊かさを感じていただきます。2ヶ月に1回以上の、種々の楽器を用いた生の演奏を取り入れたボランティアの方にお越し頂いています。上記のように、個別の嗜好に適したレクを各種取り入れる事で、認知症の中核症状から発生する周辺症状(行動・心理症状：BPSD)の低減や安定を図る様なプログラムを取り入れていきます。

(6) サービスの質の向上

提供するサービスの質の向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加できるよう努めます。研修項目として「認知症理解、個人情報保護(プライバシーの保護)、身体拘束廃止、倫理・法令遵守(コンプライアンス)、感染症及び食中毒への対応、人権尊重」等の講習に参加し、研修等で得た情報は報告・伝達を確実にし、職員全員で共有できるようにします。

また、サービスの質の向上のために、居宅サービス事業者自主点検表の作成、介護サービス情報の公表制度への情報提供、第三者評価受審等を実施し、それらの結果

を積極的に公表し、利用者やその家族等がサービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

(7) 人権重視のサービス提供(身体拘束ゼロ・虐待防止の推進)

高齢者に対する虐待は家庭や施設等でも身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面する人権問題として捉えらるとともに、特に介護に携わる私たち専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のケアの実現を目指すことが求められています。この問題を常に認識し、高齢者への虐待防止に積極的に取り組んでいきます。高齢者虐待防止を推進していく上で、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置・開催、虐待防止指針の整備、研修を実施するため、担当者を定め取り組んでいきます。

身体拘束は利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活や活動を阻むものです。利用者の人権を尊重し、安易な身体拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を高めます。身体拘束を廃止するための委員会を設置・開催し、身体拘束廃止のための指針の整備、研修の実施により、介護職員の人権意識を高めていきます。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではパーソン・センタード・ケア(認知症の人を一人の個人として尊重し、その人の視点に立つてケアを行うアプローチ)という手法が提唱されています。これは、介護の専門職が利用者の個別性を重視し、生活の質(QOL)向上や尊厳の保持を実践する考え方です。このような基本理念を身につけることが職員に求められており、基本理念の実践は、継続的・計画的に教育していくことで培われ、利用者サービスの向上につながっていきます。

適正人員については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第34号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生省令第36号)に定める内容を遵守します。

(2) 会議・委員会・研修

毎月の職員会議・サービス検討会議・ケース検討会議・職員研修等において、サービス内容の検討や改善に向けた情報交換等をおこない、組織として統一された意識を持ち、より良いサービスを提供していきます。

介護関係の資格を持たない職員に対しては、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、認知症についての理解・利用者主体の支援等、介護に関わる基本的な心構えを持ち、認知症利用者への対応力を向上させるため、「認知症介護基礎研修」の受講を必ず行います。

また、運営推進会議を年2回開催し、利用者及びそのご家族・関係者、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の小規模多機能型居宅介護所長、法人の役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・認知症対応型通所介護の運営等について建設的な意見交換を行います。その際は広報誌「みなとの風」を発行し、利用者の近況や事業所での取り組みを報告するなど、内容の充実を図っていきます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内の介護保険事業所が同じ敷地内にあり、居宅介護支援事業所・グループホーム・介護老人福祉施設という、地域の高齢者に対するサービスを一体的に運営しています。地域の高齢者が安心して暮らす事のできる地域福祉サービスの拠点として、各施設・事業所がより連携を強化し、ささいな事でも相談に来られ、地域の高齢者やその家族が穏やかで安心して生活していく事ができる環境作り、コミュニティ作りに努めます。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やそのおそれがある場合、利用者の生命・身体及び安全を守ることを最優先に考えます。また、サービスを提供するにあたり事故ゼロ報告・ひやりはっと報告を活用し、リスク要因の収集と分析に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行い、速やかに改善策を講じていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法等を明確にし、

契約時に十分な説明と同意を得ることで個人情報の保護に取り組んでいきます。

(3) 業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインのストップ、新興感染症がまん延した場合などを想定し、業務継続計画を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるよう備えます。緊急時にも遅滞なく速やかに対応できるように訓練（シミュレーション）や内部研修を実施し、計画の評価等を定期的に行い、常に活用できるように内容を整備します。

(4) 防災災害等緊急時の対応

緊急時に備え職員の体制を整え、全員が緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命の保護を最優先に行動できるようにします。災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練等、同敷地内の介護保険施設と協力し、合同で実施します。それ以外にも事業所独自に年に2回、火災・地震による津波に備えた避難訓練を実施します。

(5) 感染症への対応

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、発生を想定した訓練（シミュレーション）を実施していきます。

職員が感染症を施設内に持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い・手指消毒から業務中のマスク着用、デイルーム及び使用する車輛の消毒など、基本的な感染症予防対策を徹底して行い、感染症予防及びまん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い万一来に備えつつ、職員には感染症対応の知識を浸透させるために計画的に研修を行い、いざという時に即応できる体制を作ります。又、これまで経験してきた感染対応時の知識を活かし、高い「感染対応力」のある事業所を目指します。

地域で感染症が流行した場合でも、地域住民が安心して利用できる通所介護サービスの提供が可能となるよう努めます。

(6) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である介護事業所では、外部からの不審者の侵入や事業所内備品の盗難など、防犯への対策も必須課題の一つです。戸や窓など施錠の随時確認や巡回の強化を図り、万が一利用者・職員に危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに同敷地内にある介護事業所（愛港園・港在宅・ときめ

き)と連携をとり、警察への通報・利用者の安全確保など適切な対応が協力して行えるよう体制を整備します。また、防火意識の向上や防火教育の一環として防火管理に関する有資格者を増やし、専門知識に基づいた防火管理体制を強化していきます。

(7) 応援・協力体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対し、大阪府・大阪市・社会福祉協議会との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に対応していきます。他法人・他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに協力し、ともに難局を乗り越えていきます。

令和7年度 第2みなとデイサービスセンター

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4 月	嗜好調査	お花見食事会 昭和の日	管理者教育 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検
5 月	残食調査	憲法記念日 端午の節句 母の日 創立記念日	緊急時の対応及び救命講習・AED使用方法
6 月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック	父の日	
7 月	嗜好調査	七夕食事会 土用の丑の日	
8 月	帰省時の栄養指導 残食調査	納涼会	合同消防訓練
9 月	食中毒防止強化月間	防災の日 お月見 敬老祝賀式 秋分の日	防災月間 防災基本訓練
10月	嗜好調査	ハロウィン	
11月	残食調査	文化の日	非常災害時(火災・地震)の対応について
12月	食中毒防止強化月間	冬至 クリスマス会 年越し	年末年始災害防止 特別警戒
1 月	嗜好調査	新年祝賀式 七草 小正月	年末年始災害防止 特別警戒 防災基本訓練
2 月	残食調査	節分 建国記念の日 バレンタインデー	
3 月	食中毒防止強化月間	ひな祭り ホワイトデー 春分の日	
定 例	お誕生日食事会(月1回) ティータイム(毎日2回) 手作りおやつ(月1回) 松葉井氏音楽ボランティア (4・5・6・7・10・11・12・2・3月)		防災会議(月1回) 防災設備自主点検 (月1回)

**令和7年度 第2みなとデイサービスセンター
内部研修会**

	研 修 内 容
4月	認知症介護基礎研修 高齢者虐待防止法について
5月	感染症予防及び対策について（新型コロナウイルス）
6月	食中毒について
7月	非常災害時（火災・地震）の対応について
8月	個人情報保護とプライバシーについて
9月	身体拘束廃止に向けての様々な取り組みについて
10月	生活支援員（介護職員）に求められる倫理観について高齢者虐待
11月	感染症予防及び対策について（インフルエンザ・ノロウイルス）
12月	介護技術向上に向けての取り組み
1月	令和8年度事業計画について
2月	リスクマネジメント（介護事故について）AED使用方法
3月	身体拘束をせずに事故を防ぐには